

報道関係者各位

令和3年4月16日（金）

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室

室長補佐 佐伯信治

企画主任 関根裕司

電話 (083) 995-0390

女性の活躍推進企業として 2社を認定(えるぼし認定)!!



山口労働局(局長 むらい かんや 村井 完也)は、女性活躍推進法に基づく、優良な「女性の活躍推進企業」として

- ・ 社会福祉法人幸洋福社会 (施設名：特別養護老人ホーム 松寿苑) 【下松市】
- ・ 有限会社仁成堂 【山口市】

の2社を認定(3段階中の2段階)しましたので公表します。

この度の認定により、山口県内の「えるぼし認定」を受けた企業は9社となりました。

また、社会福祉法人幸洋福社会は、次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働大臣が子育てサポート企業を認定する「くるみん認定」も受けており、「えるぼし認定」と「くるみん認定」の2つの認定を受けた企業は、県内で2社目となりました。

「えるぼし認定」とは

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍の活躍推進に関する状況(評価項目は「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」)が優良である等の一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣(都道府県労働局長に権限を委任)が認定する制度です。

なお、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

〈添付資料〉

- 資料1 えるぼし認定企業の取組概要
- 資料2 山口労働局管内の女性活躍推進法への取組状況
- 資料3 女性活躍推進法に基づく認定制度について
- 資料4 「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になりました

社会福祉法人幸洋福祉会

住所: 下松市大字来巻944番地の1
 事業: 社会福祉事業
 労働者数: 113人(男性27人、女性86人)
 施設名: 特別養護老人ホーム 松寿苑



えるぼし認定 第2段階

■ 5つの評価項目のうち4つの認定基準を満たし、えるぼし（二つ星）に認定しました。

■ えるぼし認定とくるみん認定（※）の両方を取得した企業は山口県で2社目となります！

（※）くるみん認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を支援する企業を厚生労働大臣が認定する制度です

■ 認定基準を満たした評価項目の実績

1 採用

【認定基準】

男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること

【実績】

介護専門職 女性 1.72倍／男性 2.11倍、介護職員 女性 2.00倍／男性 2.00倍、

2 労働時間等の働き方

【認定基準】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

【実績】

正職員：事務員 3.11時間、相談員 12.82時間、管理栄養士 0.83時間、看護職員 0.93時間
 准看護職員 1.20時間、機能訓練指導員 0.75時間、介護専門職 7.60時間、介護職員 4.60時間、
 介護支援専門員 4.21時間
 パート職員：0.63時間

3 管理職比率

【認定基準】

管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上であること

【実績】 55.6%（産業平均値：42.2%）

4 多様なキャリアコース

【認定基準】

直近の3事業年度に、以下について中小企業は1項目以上の実績を有すること

	【実績】
A 女性の非正社員から正社員への転換	1人
B 女性のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換	0人
C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用	1人
D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	10人

■トピックス

- ・県内で8社目のえるぼし認定
- ・下松市に主たる所在を置く企業の認定は初

■事業主の声

当施設は、全室個室のユニット型特別養護老人ホームです。「安心、それが私たちの願いです」を基本方針として、明るく家庭的な雰囲気の中でご利用者が自分らしく生活できるよう努めています。

全職員の約7割が女性の職場です。結婚や、出産、子育てや介護をしながら長く働ける職場にしたいと考えており、全職員を対象とした制度説明会を実施することで、職場全体で制度の利用促進を図っています。職員の皆さんにはノー残業デーを活用しながらプライベートを充実させ、スキルアップやリフレッシュをしてもらえることも期待しています。

■女性職員の声

私は次女が1歳の時にパート職員として入社しましたが、子どもが体調不良の時には休みや勤務時間に配慮して頂き、とても働きやすい環境だと感じています。

また、第3子出産時には産休・育休を取得し、復職後には正職員への任用替えもして頂きました。仕事と育児の両立が可能となり、スキルアップを目指すことに繋がっています。

この度の「えるぼし認定」を機に、今後も多くの女性職員が継続していきいきと働くことが出来る職場を目指していけたらと思います。

有限会社仁成堂

住所: 山口市道祖町 6-13

事業: 小売業(薬局)

労働者数: 52 人(男性 13 人、女性 39 人)



えるぼし認定 第2段階

- 5つの評価項目のうち4つの認定基準を満たし、えるぼし(二つ星)に認定しました。
- えるぼし認定は山口県では9社目。

■ 認定基準を満たした評価項目の実績

1 採用

【認定基準】

正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であるとともに、基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。

【実績】

正社員の女性労働者の割合 82.6% (産業平均値 32.3%)

基幹的雇用管理区分の女性労働者 40.0% (産業平均値 22.4%)

2 労働時間等の働き方

【認定基準】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること

【実績】

正職員：薬剤師 6.02 時間、管理事務 2.91 時間、調剤事務 3.27 時間、管理栄養士 3.54 時間
宅配事業(管理) 18.30 時間

パート職員：薬剤師 2.69 時間、管理栄養士 0 時間、宅配事業(配達) 1.13 時間、宅配事業(調理) 0 時間

嘱託社員：薬剤師 0.34 時間、調剤事務 2.39 時間

3 管理職比率

【認定基準】

管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上であること

【実績】

50.0% (産業平均値：7.1%)

4 多様なキャリアコース

【認定基準】

直近の3事業年度に、以下について中小企業は1項目以上の実績を有すること

A 女性の非正社員から正社員への転換

B 女性のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換

C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用

D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

【実績】

2人

0人

0人

7人

■ 事業主の声

弊社は、保険薬局や高齢者専門配食サービスといった医療・ヘルスケア事業を展開している企業です。業種柄、以前から女性従業員の割合が多く、意欲も能力もある彼女たちが働きやすい環境を整備することは大変重要なことと考えておりました。近年は、制度の整備・キャリアアップを見据えた働き方の提案など様々な取り組みを進めてまいりました。

この度、「えるぼし認定」を受けたことは、これまでの弊社の取り組みが評価された証しともいえ、これまでの取り組みに自信を深めるとともに今後もさらに女性が活躍できる職場づくりを推進していきたいと思っております。

■ 女性管理職の声

私が入社した時からすでに女性がたくさん活躍している職場でしたが、現在は、薬剤師・管理栄養士・配食スタッフなど様々な世代・業種の女性がさらに多数活躍しています。また、子育て・介護・キャリアアップなど、自分のライフステージの変化に合わせた勤務時間の調整が行えることで、働きやすい環境づくりに繋がっていると思います。女性の活躍の場が増えることを嬉しく思い、これからもより一層、女性が長く働きやすい職場環境づくりの実現ができればと思います。

山口労働局管内の女性活躍推進法の取組状況

山口労働局雇用環境・均等室

1 認定企業一覧

令和3年3月末現在

	企業名	認定の段階	所在地	認定年月
1	株式会社カワト T.P.C.	★★	岩国市	平成 29 年 12 月
2	株式会社丸久	★★★	防府市	平成 30 年 5 月
3	生活協同組合コープやまぐち	★★★	山口市	平成 30 年 5 月
4	社会福祉法人光栄会	★★	宇部市	平成 30 年 5 月
5	医療法人治徳会	★★	周南市	平成 30 年 12 月
6	社会福祉法人朋愛会	★★	下関市	令和元年9月
7	株式会社周南スイミングクラブ	★★★	周南市	令和元年 11 月
8	社会福祉法人幸洋福祉会	★★	下松市	令和3年2月
9	有限会社仁成堂	★★	山口市	令和3年3月

〈参考〉全国の認定企業数 1,209 社(令和2年 12 月末現在)

2 一般事業主行動計画策定届の届出状況

	山口県 (令和2年 12 月末現在)	全 国 (令和2年 12 月末現在)
合 計	285 社	24,846 社
常時雇用労働者 301 人以上規模	130 社	16,971 社
常時雇用労働者 300 人以下規模	155 社	7,875 社

※女性活躍推進法に基づき、労働者数301人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行う義務があります。

また、女性活躍推進法の改正により、改正法施行後は労働者数101人以上の企業についても届出義務企業となります(施行日は令和4年4月1日の予定。)

女性活躍推進法に基づく認定制度について

えるぼし認定について

行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、**都道府県労働局への申請により**、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースの5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定段階が決まります。

えるぼし認定の段階

認定の段階の区分は、次の5つの評価項目のうち、

- 5つの基準全てを満たしている場合は、**3段階目**
- 3つ又は4つの基準を満たしている場合は、**2段階目**
- 1つ又は2つの基準を満たしている場合は、**1段階目**



上記はいずれも、

- ✓ 満たしている実績については、実績値を**女性の活躍推進企業データベースに毎年公表**することが必要。
- ✓ 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について、**女性の活躍推進企業データベースに公表**するとともに、**2年以上連続してその実績が改善**していることが必要。

なお、そのほか「関係法令に違反する重大な事実がないこと」などの基準もあります。

えるぼし認定の評価項目

【評価項目1：採用】 次の①または②を満たす

- ① 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること
- ② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること
 - (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること
 - (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること

【評価項目2：継続就業】 次の①または②を満たす。

- ① 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る)
- ② 「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.8以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る)

【評価項目3：労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

【評価項目4：管理職比率】 次の①または②を満たす。

- ① 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること
- ② 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が0.8以上であること

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換(派遣労働者の雇入れ含む)
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になりました

～就活生や消費者、投資家にアピールするチャンスです～



厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や情報公表を掲載するツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。平成29年12月から「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になったことにより、就活生をはじめとした求職者のアクセスが多数見込まれます。学生や投資家をはじめ広く自社の取組をアピール出来るチャンスが増えますので、ぜひ登録・公表をお願いします。

データベースを利用するメリット

- ✓ 取組状況を就活生や消費者、投資家にアピールすることができ**イメージアップ**につながります。
- ✓ 採用活動における**アピールポイント**になり、優秀な人材の採用につながります。

「女性の活躍推進企業データベース」登録企業からの声

- ✓ データベースを見た女子学生から応募が増え、**優秀な人材を採用**できた。
- ✓ 掲載したことで取引先から良い評価をもらい、**イメージアップ**につながった。
- ✓ 学生の女性活躍に対する関心も高くなってきており、採用活動における**アピールポイント**になっている。

掲載項目

求職者が注目する掲載項目

採用者に占める女性の割合
平均勤続年数又は採用10年前後の継続雇用率
育児休業取得率
月平均残業時間
年次有給休暇取得率
女性管理職の割合

その他掲載項目

採用における男女別の競争倍率又は競争倍率の男女比
労働者に占める女性労働者の割合
係長級にある者に占める女性労働者の割合
役員に占める女性の割合
男女別の職種または雇用形態の転換実績
男女別の再雇用または中途採用の実績
企業認定の有無

女性活躍 データベース

検索

※女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主であることの「認定」（「えるぼし」認定）を取得する際は、このデータベースでの公表が必要です。

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

